

特定計量器販売事業の届出をした事業者の方へ（必ずお読みください。）

1 販売事業者の遵守事項

販売事業の届出をした事業者には、適正な計量の実施を確保するため、遵守事項が定められています。（計量法第52条第1項）

遵守すべき事項（計量法施行規則第19条）

- (1) 届出に係る特定計量器の性能及び使用の方法、当該特定計量器に係る法の規制その他の当該特定計量器に係る適正な計量の実施のために必要な知識の習得に努めること。
- (2) 届出に係る特定計量器を購入する者に対し、適正な計量の実施のために必要な事項を説明すること。

不遵守の場合の措置（計量法第52条第2項、第3項、第4項）

- (1) 都道府県知事は、販売事業者が遵守すべき事項を遵守しないため、当該特定計量器に係る適正な計量の実施の確保に支障を生じていると認めるときは、当該販売事業者に対し、これを遵守すべきことを勧告することができる。
- (2) 都道府県知事は、勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- (3) 都道府県知事は、勧告を受けた販売事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

2 届出書の記載事項に変更が生じたとき

届出者の氏名、代表者の氏名、名称、住所に変更があったとき、営業所の名称、所在地に変更があったときは、延滞なく「届出書記載事項変更届」を提出しなければなりません。

（計量法第51条第2項において準用する第42条第1項）

なお、手続き等ご不明な点は、下記問合せ先までご連絡ください。

問合せ先

神奈川県 計量検定所

指導班

〒232-0067 横浜市南区弘明寺町 31

TEL 045-714-3104

FAX 045-714-3265